

## 商品が届かない！ネットでの買い物は慎重に

**事例** ブランドの洋服をインターネットで探したら、定価6万円のところ半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが1カ月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促をしても返信がない。サイトにも住所、電話番号は書かれていない。詐欺サイトだったのか。(南陽市 30歳代 女性)



### ひとことアドバイス



- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には**事業者の所在地、電話番号**などのほか日本語表記が不自然でないかも必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。**前払いによる購入**は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの**表示のないサイト**での買い物はやめましょう。

分からないことや不安なことがあったときは消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

い や や  
1 8 8





## 生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

最近、架空請求のメールも手が込んできて、誰もが知っているような動画配信サイト、通信販売サイト等を名乗ることが増えて

います。その差出人のメールアドレスもそのような有名業者を連想させるようになっているものが多数見られます。このようなメールは、相手方に連絡するように誘導するものが多いですが、「心当たりが無い」、「不審な感じがする」と思ったら、相手方に連絡せず、まずは相談するようにして下さい。

## 「架空請求」は、とにかく無視！

### 事例

「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」というハガキが見知らぬ機関から届いた。「商品代金が未払いのため、契約会社から民事訴訟としての訴状が提出されたことを通知する。期日までに連絡がない場合、差し押さえを行う。」などと書かれているが、身に覚えがない。（置賜地区内全域）



### ひとこと助言

- ☆ はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、寄せられています。
- ☆ 「早急に連絡して下さい」などと書かれていても、絶対に連絡してはいけません。連絡したところ「訴訟取り下げのために必要」などと様々な理由をつけられて数十万円を請求されたケースもありました。
- ☆ 請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、まずは**消費生活センター**等にご相談ください。

### 7月・8月の消費生活法律相談

7月 6日(木) 13:30~15:30

8月10日(木) 13:30~15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072